



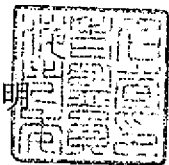
海老名市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市長室の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和5年4月12日

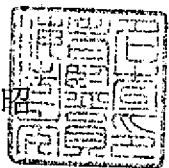
海老名市監査委員

雨宮 徳明



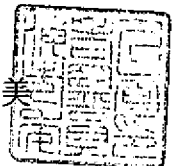
海老名市監査委員

清水



海老名市監査委員

倉橋 正美



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【市長室】

(1) 秘書課

市長及び副市長の秘書に関する事。儀式及び交際に関する事。褒賞及び表彰に関する事。市長会等に関する事。特命事項の調査研究に関する事。

(2) 文書法制課

議会の招集及び議案の調製に関する事。議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡に関する事。文書の收受、審査、保存等に関する事。条例、規則等例規に関する事。法令の解釈運用に関する事。情報公開に関する事。個人情報保護に関する事。行政不服審査会に関する事。公印に関する事。行政訴訟に関する事。部の庶務及び調整に関する事。部内の事務分掌の調整に関する事。

(3) 職員課

職員の任免、分限、賞罰その他の身分及び服務に関する事。職員の配置に関する事。職員の研修に関する事。職員定数に関する事。職員団体との折衝に関する事。職員の採用試験及び選考に関する事。職員の給与その他の給付に関する事。職員の安全衛生に関する事。職員の公務災害に関する事。職員の福利厚生に関する事。

(4) シティプロモーション課

広報（WEB 広報を含む。）に関する事。報道機関との連絡調整に関する事。シティプロモーションの推進に関する事。イメージキャラクターに関する事。

(5) IT 推進課

地域の情報化推進に関する事。情報システムに係る総合企画及び調整に関する事。電子自治体の推進に関する事。情報セキュリティに関する事。電子計算業務に係る企画及び調整に関する事。電子計算機の運用管理に関する事。自主統計に関する事。基幹統計に関する事。

(6) 危機管理課

危機管理に係る計画及び運用に関する事。特殊地下壕に関する事。急傾斜地崩壊防止に関する事。自衛官募集に関する事。危機管理に係る基盤整備及び維持管理に関する事。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和4年2月1日から令和5年1月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和5年3月30日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、適正に執行されていると認められた。